

公安委員会 説明資料No. 1	刑事収容施設及び被収容者等の 処遇に関する法律施行令の一部 を改正する政令案について	令和3年7月15日 長官官房
--------------------	--	-------------------

1 背景・経緯

「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、押印規制の見直し等が掲げられたこと等を踏まえ、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）について、留置業務管理者の措置に不服がある者による警察本部長に対する審査の申請等に係る規定中、政令への委任を規定する文言が削除された。

2 改正の内容

上記1の法改正に伴い、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令（平成18年政令第192号）において、審査の申請等を行う者は申請の書面に「押印し、又は指印しなければならない」ことを定める規定を削除するもの。

なお、上記1の法改正に伴い当然必要とされる規定の整理であることから、行政手続法の規定に則り、意見公募手続（パブリックコメント）は実施しない。

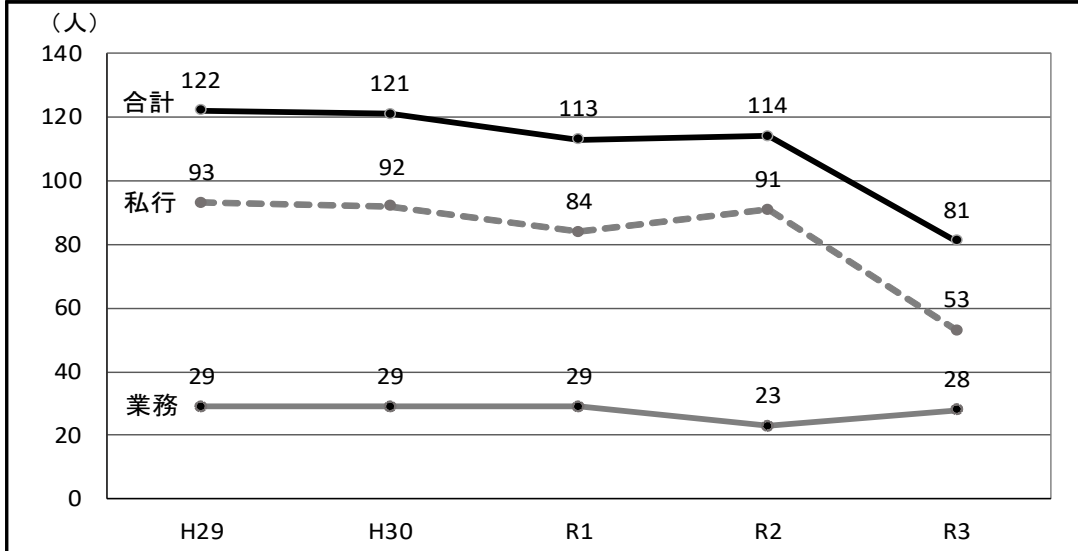
3 今後の予定

閣議決定 令和3年7月30日（法務省等との共同請議）

施行期日 令和3年9月1日（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第52条の施行の日）

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 2</p>	<p>令和4年度警察庁予算概算</p> <p>要求重点項目（案）について</p>	<p>令和3年7月15日</p> <p>長官官房</p>
<p>1 令和4年度警察庁予算概算要求重点項目（案）</p> <p>(1) 一般会計 (3年度予算額)</p> <p>第1 サイバー空間の脅威への対処 (22億円)</p> <p>第2 テロ対策と大規模災害等の緊急事態への対処 (291億円)</p> <p>第3 安全かつ快適な交通の確保 (204億円)</p> <p>第4 客観証拠重視の捜査のための基盤整備 (91億円)</p> <p>第5 組織犯罪対策の推進 (41億円)</p> <p>第6 生活の安全を脅かす犯罪対策の推進 (33億円)</p> <p>第7 警察基盤の充実強化 (382億円)</p> <p> 1 人的基盤の充実強化 (9億円)</p> <p> 2 装備資機材・警察施設の整備充実 (374億円)</p> <p style="text-align: right;">(合計 3,235億円)</p> <p>(2) 東日本大震災復興特別会計 (3億円)</p> <p>2 令和4年度予算概算要求基準を踏まえた要求額の見通し</p> <p>(1) 義務的経費 約2,141億円</p> <p>(2) その他の経費 約815億円</p> <p> 前年度当初予算における「その他の経費」の90%の額</p> <p>(3) 要望枠（グリーン、デジタル、地方活性化、子供・子育て）</p> <p style="text-align: right;">約272億円</p> <p> 前年度当初予算における「その他の経費」の30%相当額</p> <p style="text-align: right;">合計 約3,228億円</p> <p>3 今後の予定</p> <p> 8月26日（木） 国家公安委員会（概算要求案）</p> <p> 8月31日（火） 概算要求書提出</p>		

1 懲戒処分者数の推移（上半期）



2 事由・処分別

(単位：人)

区 分	免職	停職	減給	戒告	合計
職務放棄・懈怠等		1	1		2(- 2)
被疑者事故等					0(± 0)
情報管理・取扱不適切		1		1	2(+ 2)
職権濫用・収賄供応等	1	4		3	8(+ 6)
犯人隠避等		1	2		3(- 1)
公文書偽造・毀棄、証拠隠滅等		3	1	2	6(+ 1)
物品管理不適切等					0(± 0)
その他の勤務規律違反等		1	3	4	8(+ 4)
暴行・傷害等		2	1	1	4(- 2)
窃盗・詐欺・横領等	2	2	9		13(-11)
交通事故・違反	2	5	3	1	11(- 5)
異性関係	2	4	11	4	21(-21)
その他の法令違反等	1		1	1	3(- 4)
監督責任					0(± 0)
計	8 (- 9)	24 (- 1)	32 (-21)	17 (- 2)	81(-33)

※ () 内は前年同期比を示す。

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 4</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への 対応について</p>	<p>令和3年7月15日</p> <p>警 備 局</p>
<p>1 感染者数【7月14日時点】</p> <p>(1) 国内における感染状況～822,280人（死亡14,959人）</p> <p>(2) 世界における感染状況～187,325,440人（死亡4,043,456人）</p> <p>2 政府の対応</p> <p>(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部を設置（令和2年3月26日）。</p> <p>(2) 緊急事態措置については、東京都を追加し、2都県（東京都及び沖縄県）とするとともに、期間を8月22日までとする。</p> <p>まん延防止等重点措置については、4府県（埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府）については、8月22日まで延長することとし、北海道、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県については、7月11日をもって終了。</p> <p>(3) 現在、159か国・地域に14日以内に滞在歴のある外国人の入国を拒否。また、全ての国・地域からの入国者に対して出国前72時間以内の検査証明の提出や、入国後14日間の自宅等での待機（変異株流行国等からの入国者は最長10日間の宿泊施設待機後、自宅等待機）等を要請。</p> <p>さらに、新たな措置として、インド、パキスタン等7か国に滞在歴のある外国人の再入国は、当分の間、原則拒否。</p> <p>3 警察の対応</p> <p>(1) 長官を長とする新型コロナウイルス感染症対策本部に格上げ（令和2年3月26日）</p> <p>(2) 警戒警備の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空港及び検疫所長が指定した待機施設における警戒警備 ○ 医療施設及び軽症者等宿泊療養施設における警戒警備 ○ ワクチン大規模接種センターにおける警戒警備 <p>(3) 繁華街等における制服警察官によるパトロール強化</p> <p>(4) 繁華街等での警戒活動を通じた声掛けの実施と自治体の見回りとの連携</p> <p>(5) 感染防止のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マスクの着用、対人距離の確保等の基本的な対策の徹底 ○ 警察職員を対象とするワクチン接種会場が自治体により設置される場合における、当該自治体との緊密な連携 		